

5 所得と雇用機会の確保

(1) 中山間地域所得確保推進事業

【担当：中山間整備係】

目 的	中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践を支援する。																			
事業内容	<p>1 所得確保推進事業（定額）</p> <p>(1) 国内市場、海外市場に関するマーケット調査</p> <p>(2) 消費者に対する消費動向調査</p> <p>(3) 農産物生産・加工、流通、販売に関する現状の調査、分析</p> <p>(4) 高収益作物導入などの生産から販売までの戦略検討</p> <p>(5) 所得確保計画の策定</p> <p>(6) 計画の実践（計画初年度の取組）</p>																			
対象地域等	<p>(1) 対象地域は次のアからケまでの地域のうち、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定した地域</p> <p>ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律</p> <p>イ 山村振興法 ウ 過疎地域自立促進特別措置法 エ 半島振興法 オ 離島振興法</p> <p>カ 豪雪地帯対策特別措置法 キ 棚田地域振興法 ク 旧急傾斜地帯対策特別措置法</p> <p>ケ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」における中間農業地域又は山間農業地域</p> <p>(2) 計画区域内の農用地全体に占める主傾斜1/100以上の農用地の面積割合が概ね5%以上</p>																			
事業実施主体	<p>市町村、地域協議会（構成員として市町村を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体）、農業者団体等（次に掲げる事項を定めた規約等を有する団体）</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲</p> <p>(3) 意思決定方法</p> <p>(4) 解散した場合の地位継承者</p> <p>(5) 事務処理及び会計処理の方法</p> <p>(6) 会計監査及び事務監査の方法</p> <p>(7) その他運営に関して必要な事項</p>																			
令和3年度 予算額等	<p style="text-align: right;">(単位：地区、千円)</p> <table border="1" data-bbox="368 1727 1385 1910"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区数</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">道予算額</th> <th colspan="3">道予算額</th> </tr> <tr> <th>国費</th> <th>道費</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 (新:4 継:-)</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> <td>20,000</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					地区数	事業費	道予算額	道予算額			国費	道費	地元	4 (新:4 継:-)	20,000	20,000	20,000	-	-
地区数	事業費	道予算額	道予算額																	
			国費	道費	地元															
4 (新:4 継:-)	20,000	20,000	20,000	-	-															